

04 総務省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 拡充提案・関連措置に係る規制の特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的な内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省市からの提案に対する回答 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|---------|--------------------------------|---|--|---------------------------|---|---|----------------------------|-------------------------------------|----------------|----------|-------|------|------------|
| 0420010 | 屋外貯蔵タンクの水張検査の適用緩和 | 消防法第11条の2第1項、第2項、第3項 危険物の規制に関する政令第3条第2第1項、第2項、第3項、第5項 危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号、第5項 危険物の規制に関する規則第22条の4 昭和59年7月13日 平成9年3月26日 消防法第72号 消防法第29号 平成9年3月26日 消防法第36号 | 屋外貯蔵タンクの設定完成または変更工事における完成検査前検査として実施される水張検査において、屋外貯蔵タンクはもれ又は変形しないものであることと規定されている。 また、水張検査は変更工事の内容によって特例が定められている。 | | ①貯蔵効果は、検査期間の短縮および水張検査費用の削減。 ②新設時の水張検査は、設計ミスや施工ミスの検出に有効だが、長年使用しているタンクの水張検査は、必要はないと考える。一方、水張検査をした場合、水には微量塩素があり溶接部への残留塩素による悪影響も懸念される。さらに、塩素除去、大量の水の高圧環境への排出は排水処理環境を介すことが好ましいが、既存のタンクには、設置されていない。 ③底板から600mmの範囲以外の部分の水張検査は、変更許可申請ではなく書類の提出でなく、水張検査も求められていない。一方、底板から600mmの範囲以内の部分の溶接に強度上重要なので、大規模な修繕時の水張検査は強制であるが、軽微な補修については変更許可申請を行うことで一定の施工レベルが担保できると、水張検査の必要はないと考える。 ④底板に依る溶接部補修工事 ⑤底部に係わる溶接部補修工事 ⑥軽微といえども溶接補修等を行うことで熱による応力が残留し、応力割れに繋がるという懸念は、種別に応じた軽微な水張検査の適用、溶接補修後のショットピーニング等による応力除去の実施をすることでより払拭できると考える。 ⑦一方、水張検査の削減が不可の場合、実液での水張検査を汲み込み途中で段階的な検査を行うことにより可能とする。 参考：高压ガス安全法は、平成9年3月26日付けの消防法第36号「資料提出を要する軽微な変更工事とする小規模な溶接工事」を指す。 また、別紙に提案理由の詳細を示す。 | 容量の大きな石油タンクから流出事故が発生すると、高い液圧や流出速度により大規模なタンクの破綻に至る場合がある。従って、タンクの溶接部補修を行った場合、万一溶接部が破綻しても安全性が確保できる水張検査により溶接部の健全性を確認し、当該タンクに石油を注入した際に溶接部によりタンクの溶接部が破断する事故が発生しないようにすることは極めて重要である。 水張検査の重要性は、平成20年大分県大分のタンクにおいて、水張検査を行った際に溶接部が破断して水が流出し、溶接部の不具合が発見されたことにより、石油の流出事故を未然に防いだ事例からも明らかである。 側部においては、液圧や地震動による円周方向引張応力や軸方向の圧縮力が作用し、溶接施工の不良により溶接部破断に力が集中しやすく破断のリスクが高いことに加え、溶接部が高温になり、溶接部のうち側部から600mmの範囲より大きな曲げモーメントが作用し、溶接部に力が集中しやすく破断が起きやすいことに加え、地震時におけるタンクの浮上や傾斜により溶接部に力が集中しやすくなるため、溶接部に対しては水張検査による確認は必要不可欠であり、提案に基づく水張検査の緩和は認められない。なお、側部から600mmの範囲以外に溶接部は、液圧や地震動による応力の影響が小さいものと考えられ、当該箇所を実施する重ね補修、肉盛り補修、溶接補修に対しては、溶接による入熱が一定量を超えないものについて、変更許可を要しない「軽微な変更工事」と整理されたものである。 また、水張検査では水以外の適当な液体を使用し試験を行うことは可能とされており、水に限定されていないが、実液を用いた水張検査を行うことは、石油の流出事故を招く危険性が高く、この場合には土壌汚染や水質汚濁といった周辺環境の破壊や火災を引き起こす危険性を高めることから、認められない。 | 1 0 0 0 0 1 | 新日鐵化学株式会社 | 兵庫県 | 総務省 | | | |
| 0420020 | 市長選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区 | 公職選挙法第142条第1項 | 指定都市以外の市の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について頒布することができる票の枚数の上限は16,000枚とされている。 | | 公職選挙法第142条第1項第6号に定められている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数の制限(1万6千枚)を見直し、基準日における選挙区内の総世帯数を上限とする。現状では、当市の総世帯数約4万7千世帯に対して法定上限の1万6千枚は明らかに少なく、選挙公約が十分に浸透しているとは言い難い。そこで、すべての世帯に均等に票を配布できるようにし、各候補者の政策を十分に住民に浸透させることができることとする。 また、選挙に対する住民の関心を高め、ひいては投票率の向上に資していると考える。 また、選挙公約による選挙を定着させることで、住民が自ら選択した政策に基づく市政運営を行うことのできる住民自治の実現を目指すことができるもの。 | 地方の首長選挙における、いわゆるマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年9月4日の地方自治法の改正により、市長選においては、選挙運動のあり方にかかわらず候補者一人、現在の首長選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえて、地方、金のかからない選挙の実現という観点に留意し、まずは国会の各党各派連立18人中11議席がなされる可能性がある。 | 1 0 0 0 0 1 | 多治見市 | 岐阜県 | 総務省 | | | |
| 0420030 | 普通地方公共団体が設ける協議会の要件の緩和 | 地方自治法第252条の2～第252条の6 | 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定める普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 | | 現行法で規定されている、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため、普通地方公共団体が設ける協議会については、普通地方公共団体及び土地改良区が実施する土地改良施設の管理を含む土地改良事業の事務を、共同により合理的かつ効果的に執行するため、普通地方公共団体と土地改良区による協議会の設立を可能とする。 提案理由 当該施設の適切な管理は、地域農業の持続的な発展と農村社会の維持発展の基盤となる農業経営の安定と併せて、農村景観等の豊かな自然環境の確保等においても、欠かすことのできない重要な事業となっており、当該施設の管理団体等の共同による協議会の設立は現実的かつ効果的である。これらに対処するため、当該施設の管理団体の範囲に囚われない水系に関わる農業用施設を一体的に捉え、事務の共同化によるスケールメリットを活かした経済的かつ効果的な体制を整備し、世代間に向けた適宜且つ安定的な運営体制の確立を目指す。 本地区は、町管理施設の区域が概ね7割弱を占め且つ改良区の管理施設についても、改良区単独による更新等が難しいことから、行政主導に成らざるを得ない。 また、本地区の事業において、既に地方自治法の協議会により当該施設の管理等を行う事例があり、当該協議会の有効活用により、効果的な事業実施が可能となるため、同法による特例措置を申請する事例がある。 | 普通地方公共団体には、その議事機関として公選の議員からなる議会が置かれ(地方自治法第80条)、団体としての意思決定は、この議会における議決によりなされるものである。 一方、土地改良区は、普通地方公共団体の区域内の一定の地域について、土地改良事業を行うを目的とし、地区内の土地の所有者又は小作人その他の使用者が組織を構成しとして設立される法人であり、その意思決定は、組合員で組織する組合における議決によりなされるものである(土地改良法第22条及び第30条)。 地方自治法上の協議会は、その設置、構成団体の数の増減、規約の変更又は廃止をしよつとする際には、全ての構成団体に於ける議決が必要であるが、これは、普通地方公共団体の事務処理の方法は、当該団体の住民全てにその影響が及ぶものであるため、当該方法に係る意思決定については、民主的正統性を十分に担保する必要があるからである。 普通地方公共団体と土地改良区との間で地方自治法の協議会を設けた場合、上記において列挙したような事項については、普通地方公共団体と土地改良区との間で協議を要する事項は、当該土地改良区が当該事項について同意決定に賛同できるとなり、不合理的である。 よって、その意思決定機関の民主的正統性の観点において協議がある普通地方公共団体と土地改良区との間で、地方自治法の協議会を設けることは適当ではない。 なお、事務を共同して管理し及び執行する場合には必ず地方自治法に基づく協議会を設けなければならないというのではなく、任意の協議会を設置する等して事実上の協議により行うことができるように傾けられているものではない。 | 1 0 1 0 0 1 | 大空町、美穂町、網走市、土地改良区、才本町、東部市、広域農業利便協議会 | 北海道 | 総務省 | | | |
| 0420040 | 決算剰余金の取扱について | 地方財政法第7条第1項 | 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を発生した場合には、当該剰余金のうち二分の一を下りない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期間を繰り上げ行う地方債の償還の財源に充てなければならない。 | | 歳入歳出決算剰余金の処分については、地方自治法第233条の2に規定があるものの、地方財政法第7条第1項において、各会計年度において決算剰余金が生じた場合には、当該剰余金のうち二分の一を下りない金額について、財政調整基金に積み立て、地方債の繰り上げ償還に充てなければならないとされている。 この規定は地方財政の健全性の確保の観点から定められたものであるが、東日本震災への対応において、被災自治体においては、厳しい地方財政の状況下において、財政調整基金の取り崩しを行いつつに運営している現状があり、市町村長の選挙等により、歳入不足が及ぼされる状況であるにもかかわらず、財政調整基金に一旦積み立てられたものを取り崩すという手段を行うことにより、いたずらに予算規模が増えることとなるため、予算、決算を住民に説明する際にも非常に不利なものでないことと認めざるを得ない。このような場合には、基金に積み立てずに翌年度の歳入に繰り入れることと、同一の観点において、基金積立・取崩しを2重計上する必要が無くなることにより、修正予算が分かりやすいものとなることを考える。 また、国においても、2次修正予算の財源を決算剰余金に求めており(特例法を制定予定)、国と地方の足並みを揃えることが可能となる。 については、当該剰余金の処分について、被災自治体の財政負担の軽減及び迅速かつ円滑な復興・復興事業の実施に資することを目的とし、当面の間、地方自治法第233条の2の規定にとり、地方財政法第7条第1項の規定については、被災自治体には適用しないよう規制の緩和を行われた。 | 地方財政法第7条は、決算剰余金の全額をそのまま翌年度の一般歳出に充てることとなること、財政規模の拡大を抑制する結果として、健全財政の構築に資するものであることから、地方財政の長期的視野の下における健全な運営の確保に資するものではない。 この点、いわき市においては、東日本震災の発生後、数回にわたる修正予算を編成しており、復旧のための大幅な財政支出がされていることであるが、一方で、例年と同様に40億円程度生じた決算剰余金について平成22年度決算と同程度生じたことが見込まれることとを踏まえて、財政の健全性の確保の観点から設けられている本規定については、東日本震災の被災自治体においても同様に適用されることが適当であり、特区として対応することは困難であると考えられる。 | 1 0 1 1 0 1 | いわき市 | 福島県 | 総務省 | | | |
| 0420050 | 議会の住民参加と発言権の確立並びに文化ホール等での議会の開催 | - | - | | 主権在民と憲法にあるが主権を持つ住民に自治体が行う事業について適切な説明の場がない。また、住民の代表である議員も事業内容を把握し住民に適切な説明をしていない。説明義務を履行させないのは住民の権利放棄に当たると、現実問題、議員に住民への説明義務が明確であるにもかかわらず、また大町市の議員と公平において説明の機会があります。よって議金を自治体の文化ホールなどで開し住民が自由に参加できるように制度を緩和し、執行部の説明と議員と一対一に開くなどにより直接説明できるように、つまり主権を持つ住民の適切な理解と合意の下、事業を進める。より民主的な議会に改善することにより住民の行政への参加意識を醸成し、地域の活性化を住民の理解と納得により推進する事を目的とした議会への住民参加と発言権(提案と質問)の確立並びに文化ホール等での議会の開催を提案します。 | 現行の地方議会制において、委員会における公明制度や参考人の意見聴取制度による住民の参加がなされているが、これら以外にも、各地方公共団体において住民参加を認める議会基本条例の制定や、議会又は委員会主催の住民懇談会、議会報告会の開催等により、住民の意見を議会に反映させるための取り組みを行うことが可能である。 また、現行法上、議会の開催場所は、庁舎内の議場に限定してない。 | 1 0 2 4 0 1 | 個人 | 山梨県 | 総務省 | | | |

04 総務省 非予算 (構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

| 管理コード | 要望事項 (事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 拡充提案・関連措置に係る規制の特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省市からの提案に対する回答 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|---------|--|---------------------------------------|--|---------------------------|--|---|-------|--|---|---------------------------------|----------------|--------------|--------------|
| 0420060 | 公立大学法人の業務範囲拡大 (附属学校の設置・運営) | 学校教育法第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法第21条、第70条 | 公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されている。 | | 公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校 (附属高校及び中学など) の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する | <p>(提案内容)</p> <p>現在、兵庫県立大学では平成25年度を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人法では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後、これまでと同様の中高大一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中高の設置・運営を目指す。</p> <p>(提案理由)</p> <p>兵庫県には、大型放射光施設SPRING-8、X線自由電子レーザー、京進コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これらを有効に活用するために産官学が連携した人材や将来の科学技術を担う人材である青少年の育成を推進している。</p> <p>兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する播磨科学公園都市やポートアイランドに理学院や大学院研究科を設置し、先端的・独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。</p> <p>一方で、若手少子学生の集積や産官学連携の促進もあり、大学が中での教育で活躍する人材があることから、附属中学及び高校 (以下、「附属中高」という。を開設し、大学のイニシアティブによる独自のカリキュラムを定め、附属中高からの一貫教育により、将来の科学技術を担うべき人材の育成に力を注いできた。</p> <p>県内に立地する最先端の研究施設を有効に活用し成果を上げていくためには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のイニシアティブのもとに科学技術について少前期から取り組む中高大一貫教育が今後必要と考えられるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。</p> | F | I | ご提案案については、学校教育法 (昭和22年法律第26号) をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。 | 1 0 3 9 0 1 0 | 兵庫県 | 兵庫県 | 総務省 文部科学省 |
| 0420070 | A市まちづくり地区における事業実施のための土地交換について | 地方自治法第23条第8条、第41項及び第61項 | (行政財産の管理及び処分) 第二項地方公共団体の行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを賃貸し付け、交換し、売却し、譲与し、出賃の目的とし、若しくは借託し、又はこれに私権を設定することができる。2～5 (略) 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。7～9 (略) | | A市が、地方自治法上の「行政財産」として所有している土地所在地は、民有地と入り混じって存在しており、これを打開して広く民地と土地交換を行い、地域振興に資する計画を検討しているが、地方自治法第23条第8項の「行政財産の交換は無効である旨があり、この規定に特例を設けていただきたい。 | A市まちづくり地区は、バブル期の土地価値暴落を契機として、民間企業等が事業用地の先行買収を虫歯のように行い、事業による換地により自己所有地を集約する予定であったが計画が頓挫した。しかし地区内には集約された民地が多くあり、その利用方法が未だ不明である。この先行買収地をA市が買収を受け、現在の社会情勢などを考慮し、地区内の土地所有者と協働して地区の事業計画の見直しを行い、事業用地の確保を促す計画を検討しているが、地方自治法第23条第8項の「行政財産の交換は無効である旨があり、この規定に特例を設けていただきたい。 | C | 一 | ご提案のとおり、交換の対象となる土地が行政財産である場合、地方自治法第238条の4第1項が適用され、当該土地を行政財産のまま交換することは禁止されていることである。これは、行政財産は普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果を達成のために利用されるべきものであるから、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなる虞がある運用を禁止することを目的とするものである。 | 1 0 4 7 0 1 0 | A市 | 大阪府 | 総務省 |
| 0420080 | 公立大学法人 (地方独立行政法人) の研究成果を事業化する企業への出資規制の緩和 | 地方独立行政法人法第21条、70条 | 公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されている。 | | 公立大学法人 (地方独立行政法人) の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知的知能を促進する上、大学の研究成果を事業化する企業に対して、設立団体が認める場合は、出資可能とする。 | <p>①現状</p> <p>大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。</p> <p>②問題点</p> <p>法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りにくい。</p> <p>そもそも、公立大学法人は「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられているとおり、運営に係る基盤的経費は設立団体が措置し教育研究の確保を担う一方、自己財源の抽出等、設立団体から離れた自勢力により国公立を問わない大学間の切磋琢磨が期待されている。しかし、出資については、私大の法外国立大学も一定認められているが、公立大学法人は全く認められておらず、研究成果の活用が図りにくい。</p> <p>例えば、過去に府立大学が技術開発に関わったがん治療の薬剤につき事業実施企業に出資できれば、その取組に大学の教育研究の更なる活性化を図ることができた。なお、現在も、長期間開発が見込まれている研究がある。</p> <p>③解決策</p> <p>技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。</p> <p>④効果</p> <p>出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究→事業移転→収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化させる独自財源を確保することができる。</p> <p>また、国の新成長戦略で産学連携により大学等々の研究成果を地域での活性化につなげる取組を進めるとされているが、研究成果の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。</p> | C | I | 御提案案とあり、公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特許の支援が生じるとは考えられない。 | 1 0 5 5 0 1 0 | 大阪府 | 大阪府 | 総務省 文部科学省 |
| 0420090 | 公立大学法人 (地方独立行政法人) が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和 | 地方独立行政法人法第41条 | 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。 | | 公立大学法人 (地方独立行政法人) の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、実質的に当該施設等教育研究を活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられている。しかし、長期借入れについては、国立大学のほか、公立大学でも土地の確保、施設等設備の設置等の目的で認められる一方、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。 <p>なお、国立大学法人の長期借入の対象は順次拡大されており、当初、附属病院整備及び大学等移転事業のみだったが、平成7年12月に国立大学の自主的な教育研究環境の整備充実に取組を支援するため、土地の取得、施設等の設置等を追加する改正が行われている。</p> <p>③解決策</p> <p>施設整備に関し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。</p> <p>④効果</p> <p>施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につきコスト削減や手続の簡素化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全の確保が容易となる。</p> | D | 一 | 公立大学法人は、設立団体たる地方公共団体から長期借入が可能であり、また、それによって特許の支援が生じるとは考えていない。地方独立行政法人の債務は最終的に設立団体たる地方公共団体に帰着することとされており、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第93条の2の2により、地方公共団体の財政の健全性の確保等の観点から、地方公共団体が一元的に管理する必要があると考えている。 <p>なお、設立した地方公共団体が長期借入した場合に係るコストと比べて公立大学法人が長期借入した法人に係るコストが低くなるまでは、一時的にコスト削減が図られる。</p> | 1 0 5 5 0 2 0 | 大阪府 | 大阪府 | 総務省 文部科学省 | |
| 0420100 | 議員権限の強化等による自治体内閣制の試行 | 地方自治法第92条、96条、97条、112条 | 地方自治法第92条第2項は「普通地方公共団体の議員は、議員の議決すべき事件につき、議案に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない」と規定している。 | | 議員の予算提案権を認めると、議員の常勤職と兼業を認めるとなどによって、自治体における議院内閣制の試行を可能にする。 | <p>議員が予算提案権を持つこと、副市長や部長などの兼業によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議院内閣制の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。</p> <p>具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的には、市長に対して、議員が議決する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。</p> <p>提案理由</p> <p>現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持つという反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生れやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議論活動が阻害されている可能性がある。また、市長と議会の多数派との関係が良好な場合には、収容することがない場合がある。これに対し、議員が議決する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。</p> <p>現在、総務省においても選挙制に向けた検討が開始されているが、特定制度で議院内閣制を試行することは、そう早い段階に貴重な事例を提供することにより、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。</p> <p>代替措置</p> <p>議院内閣制へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。</p> | C | 一 | 議院内閣制の導入は、現行の地方自治法が基本とする二元代表制のあり方の根幹に係る問題であり、その性質上、特定制度にはなじまないものとする。 <p>一方で、総務省で開催している地方財政検討会議において、地方公共団体の基本構造をどのように今後地方自治制度のあり方について議論が行われてきたところである。同会議での議論を踏まえ、総務省が平成23年1月に公表した「地方自治法抜本改正についての考え方 (平成23年)」では、地方公共団体の政府形態を議院内閣制とする必要を明確に提示することができるとする旨の議論がなされ、この議論を踏まえ、議会の多数派が議決することによって責任を持つことができる場合の選択肢として、ご提案案のように議院内閣制の地方制度を含む複数のモデルを示しているところである。</p> <p>これらの選択的具体的なモデルについては、日本国憲法上許容されるか否か、また、地方公共団体の運営の円滑化に関するか、長と議会の均衡と関係性をどう考えるかという観点から様々な意見があり、引き続き、各方面から幅広く意見を聴きながら検討していくこととしたところである。</p> | 1 0 5 5 0 1 0 | 半田市議会 至誠クラブ | 愛知県 | 総務省 |